

# 嶺南鉄道整備促進基金の設置及び管理に関する条例

平成 9 年 7 月 1 日  
条例 第 1 9 号

(設置)

第 1 条 嶺南地域の鉄道整備を促進し、地域の振興と活性化を図るため、嶺南鉄道整備促進基金  
(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、毎会計年度の歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管し  
なければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる益金は、一般歳入歳出予算に計上して嶺南地域の鉄道整備を促  
進するための費用に充て又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第 5 条 管理者は、嶺南地域の鉄道整備を促進するため、基金の全部又は一部を処分することが  
できる。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。